



学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン第2版の主な変更点

主な改訂部分は以下の通りです。

(詳細については、ガイドライン第2版本編をご覧ください。)

ガイドライン構成について

ガイドライン初版における章立てⅠ～Ⅲの順番を以下の通り、第2版では変更いたします。また改訂に伴い、章の名称を一部変更いたします。

【初版】

- Ⅰ.通塾時における安全の確保
- Ⅱ.学習塾教職員の資質の向上
- Ⅲ.安全を重視した学習環境の整備

【第2版】

- Ⅰ.安全を重視した学習環境の整備
- Ⅱ.学習塾への行き・帰りにおける安全の確保
- Ⅲ.学習塾教職員の資質の向上

追記項目について

昨今の学習塾業界の現況を鑑み、下記のようにガイドライン初版から第2版では追記いたしました。(赤文字部分) なおガイドライン第2版本編5ページに、誓約書参考例も新たに追加しています。

Ⅱ.学習塾への行き・帰りにおける安全の確保 (ガイドライン第2版本編3ページ)

④防犯機器の活用

- ・子ども一人ひとりに、防犯ブザー等の防犯機器を貸与することや、**緊急時に位置情報を把握するため、スマートフォン等の携帯通信機器のGPS機能の活用**も、代表者の責任として推進する。

Ⅲ. 学習塾教職員の資質の向上 (ガイドライン第2版本編3～4ページ)

①学習塾教職員の採用方法の適正化

- ・代表者は学習塾教職員を雇用する場合の採用方法として、次の各事項を重視することが望ましい。
(i)本ガイドラインのうち学習塾教職員に関する内容を、採用以前に書面等で交付し理解させた上で誓約書を提出させる。**※本ガイドライン5ページに「誓約書参考例」があります。**

③子ども及び保護者に対する行動基準

- ・学習塾教職員は、子ども及び保護者との関係において、倫理的な行動に努めなければならない。

なお、倫理的な行動事例として次の事項が挙げられる。

(i) 学習塾教職員は、私用のスマートフォン等の写真及び動画撮影可能な電子機器を教室へ持ち込むことをしてはならない。

(ii) 緊急連絡等のやむを得ない場合を除き、子どもとの私的な連絡先(SNS アカウントも含む)の交換をしてはならない。

(v) 性別を問わず、学習塾教職員は子どもに触れること（ボディータッチ）をしてはならない。

(vi) 学習塾教職員は、授業等以外で、意図的に子どもを誘導し、密室内で1対1の状態にしてはならない。

削除項目について

初版ガイドラインの内容において、記載内容が重複している文章・文言を削除いたしました。

<本件に関するお問い合わせ>

公益社団法人全国学習塾協会

事務局長 中村 紘二郎

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2

TEL 03-6915-2293 MAIL info@jja.or.jp